

# ● 島根県での ● 国際交流や平和に関する ● 活動に助成をします。

公益財団法人加納美術振興財団では  
平和を願い続けた加納莞菴の思いを後世に伝えるため  
島根県内で平和活動、国際交流などを行う個人や団体に  
『加納莞菴平和国際交流基金』から活動費を助成いたします。

（審査があります。詳細は裏面をごらんください）



加納莞菴

## ● こんな活動に助成します .....

- ・ 学校、地域などで平和推進のために行う行事。
- ・ 児童、生徒、学生などの国際交流活動。
- ・ 平和推進のための学術研究、書籍出版、講演会、演劇などの公演、ビデオ制作など。
- ・ その他平和国際交流に関すること。

\*用途は…会場費、交通費、材料費、制作費など。（詳細は裏面をごらんください）

## ● 申請期間 .....

### 2019年6月1日(土) ~ 9月30日(月) 当日消印有効

個人、学校、町内会、自主グループなどが対象です。

ふるってお申し込みください。（営利目的の事業は申請できません。）

対象期間 2019年4月1日~2020年3月31日に完了。

## ● 助成金の審査・交付日程（2019年度 変更になる場合があります。） .....

6/1 ~ 9/30	10 月	10月下旬	事業終了日から 50日以内	実績報告承認後 20日以内
申 請	審 査 (運営実行委員会)	助成決定 結果通知	事業報告	助成金交付

# 申請について

2019年6月1日（土）～9月30日（月）（当日消印有効）

申請書及び添付資料等、必要書類を作成のうえ、当財団へ提出してください。

## ◆メールの場合

art-kano@dojyokko.ne.jp へ送信ください。

## ◆郵送する場合

期日までに下記まで送付してください。

〒692-0623 安来市広瀬町布部345-27

（公財）加納美術振興財団 事務局 宛

\* 申請様式、交付要領等は、ホームページ（<http://www.art-kano.jp>）をご覧くださいか、または財団事務局にお問い合わせください。

（問い合わせ受付時間：毎週火曜日を除く、9時～16時）

\* 提出された書類の返却はいたしませんので、予めご承知おきください。

## ◆交付対象としない事業

- (1) 実施主体が法人の事業（営利団体）
- (2) 政治、宗教活動と認められる事業
- (3) 建築物、備品及び構築物の購入を含む事業
- (4) 同一事業は、原則1回限りとする

## ◆助成金の額

事業1件あたりの助成金の額は、対象事業費の2/3以内の額とする。

但し、30万円を限度とする。（千円以下は四捨五入）

## ◆対象事業費

交付対象事業費は申請事業に要する経費として、次のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 団体の運営費
- (2) 飲食に関する経費
- (3) 団体構成員への謝金、賃金
- (4) 備品の購入
- (5) 目的外に使用するもの

## \* \* 加納莞蕾 \* \*

（本名）加納辰夫（1904-1977）

画家。島根県能義郡布部村（現在の安来市広瀬町布部）生まれ。教員を経て、日中戦争では中国に従軍画家として派遣される。戦後、京城（現在のソウル）から引き揚げる。

1949年からフィリピンBC級戦犯の助命嘆願運動を独自に展開。当時のエルピディオ・キリノフィリピン大統領をはじめ、カトリックのローマ法王などに直接嘆願書を送る。妻子を日本軍に虐殺されたキリノ大統領の心を動かすのは、容易ではなかったが、「赦しがたきを赦す」「憎しみを子孫に受け継がせない」という二人に共通する思いが死刑・無期懲役を含む戦犯全員の恩赦へとつながった。

これをきっかけに、布部村長時代には「布部村平和五宣言」を村議会で決議、また世界児童憲章の制定への努力など、世界の恒久平和を求めて活動し続けた。

## \* 公益財団法人加納美術振興財団 \*

〒692-0623

島根県安来市広瀬町布部345-27

E-mail:art-kano@dojyokko.ne.jp

TEL:0854-36-0880

FAX:0854-36-0881

<http://www.art-kano.jp>

## ◆沿革

平成8（1996）年11月

故加納溥基（加納莞蕾の長男）が  
加納美術館開館

平成14（2002）年

広瀬町に寄贈、広瀬町立加納美術館  
となる（加納美術振興財団を設立し、  
管理・運営にあたる）

平成17（2005）年

市町村合併に伴い、安来市加納美術  
館となる

平成24（2012）年4月

公益財団法人へ移行